

議案第 7 4 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条第 2 項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第 6 2 条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「平成 2 4 年川崎市条例第 8 1 号」の次に「。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を、「をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 8 2 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 6 0 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「同条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改め、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「又は指定

地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を加え、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という）」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第62条の2中「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改め、同条第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機

能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「利用定員、」を「通いサービスの利用定員、」に改め、同号の表中「利用定員」を「通いサービスの利用定員」に改め、同条第4号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件のうち、登録定員、利用定員等に基準該当自立訓練(機能訓練)又は基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを利用する障害者の数を含めること等とするため、この条例を制定するものである。